

ほぼ毎週  
発行

# 労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.167

No.167 2020.5.26

## ■妊娠中の労働者を新型コロナウイルス感染症の感染から護ることを求める幹事長声明

新型コロナウイルスの感染が全国で拡大する中、特に妊娠中の労働者の感染リスクが重大な問題となっています。

厚生労働省は、経済団体に向けて、妊娠中の労働者が休みやすい環境整備、感染リスクを減らす観点からのテレワークや時差出勤の積極的な活用促進を要請しています。また、指針を改正し、事業主に対して妊娠中の労働者から保健指導又は健康診査に基づき指導を受けた旨の申出があった場合、当該指導に基づき、出勤の制限等の必要な措置を講ずる必要があるとしています。

しかし、実際には、多くの妊娠中の労働者が、職業上の責任感や事後の不利益取り扱い、職場に負担をかけることへの恐れなどから、上記の申出をすることは難しいのが現実です。

また、労働者からの申出により休業できたとしても、その間の賃金補償は義務付けられていません。

そこで、日本労働弁護団は、5月15日付で、緊急幹事長声明を出しました。声明では、労働者からの申し出がなくとも、事業主側から積極的に妊娠した労働者に対して上記措置を講じるよう厚労省が要請すべきであること、妊婦を休業させ休業手当等を支給した事業主に対しては、政府が新たに何らかの助成金制度を創設して、迅速且つ実効的に、適切な補償を行うべきであることを訴えています。

## ■妊娠中の労働者とともにオンライン記者会見を実施！休業補償の実現へ

5月20日には、日本労働弁護団常任幹事の嶋崎弁護士らが、妊娠中の労働者3名と共にZoomを利用して記者会見を行いました。労働者は、妊娠中に感染リスクを抱えて働く不安や、休みたくても罪悪感などから言い出しにくい雰囲気があること、主治医に母性健康管理指導事項連絡カードの記入を依頼したが断られたことなどを訴えました。会見の様子は、NHKや日テレ、朝日新聞などで報道されました。

これらの声を受けて、安倍首相は休業した妊婦の収入を補償する新たな仕組みを設けると表明。報道によれば、妊娠中の労働者に特別有給休暇を認めた企業に対して1社最大200万円の助成金を支払う制度が設けられるとのことです。



↑Zoom記者会見で現状を訴える妊婦労働者

[発信元] 日本労働弁護団  
〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階  
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790